

北海道総合通信局 令和8年度重点施策

デジタルラッシュ 北海道

－ 最北端から最先端 －

はじめに

我が国では少子高齢化や人口減少が深刻化する中、特に北海道では、これらが全国に先駆けて進展しており、生産年齢人口の減少も著しく、人手不足対策が喫緊の課題となっています。他方、北海道は広大な土地と豊かな自然を有し、産業的には、食料生産、観光、再生可能エネルギー、さらに昨今では半導体関連などで大きな可能性を持つフロンティアでもあります。

少子高齢化や人手不足は深刻な課題ではありますが、他方、デジタル技術の進歩は目覚ましく、DXやAI技術を駆使し、北海道を先進的な実装フィールドと捉え直すことができれば、これらの課題を克服した上で、スマート農業、デジタル観光、GXなどにおいて、革新的なビジネスモデルの創出により、新たな価値の創造に挑むことができるポテンシャルを秘めています。

政府においても、「地方創生2.0」において「デジタル・新技術の徹底活用」を中核に据え、地域社会DXによる課題解決とともに、地域資源を活用した高付加価値型の地方経済の構築を推進しています。

現状、北海道のデジタルインフラの整備は、光ファイバが97%以上の世帯カバー率、携帯電話が98%以上の人口カバー率を達成し、居住地の基盤整備は着実に進展していますが、主要国道や広大な農地、人気観光地であっても、人口の希薄な地域においては通信基盤の整備が遅れているなど、北海道特有の課題も残されています。

また、デジタル機器の普及が進むにつれ、全国的にもサイバー犯罪やSNSにおける誹謗中傷、偽・誤情報の拡散といった問題が深刻化しており、北海道においても例外ではありません。他にも、インバウンド観光客等が持ち込む外国規格無線機によって、道内の重要な無線通信に妨害を与えるおそれが年々高まっています。

昨年は、カムチャッカ半島付近を震源とする地震や青森県東方沖での地震により、北海道太平洋沿岸には津波警報が発令されるなど、津波リスクが改めて認識されており、ICTを活用した迅速な避難情報の伝達、災害時の通信手段の確保など、防災・減災体制の強化と通信インフラの強靱化が求められています。

これらの課題認識の下、北海道総合通信局では、日本最北の地・北海道において、半導体関連産業の集積が進み、“デジタルラッシュ”の様相を呈している点に着目し、その恩恵を経済活動や日常生活にまで波及させるとともに、AIをはじめとするデジタル技術の利活用と基盤整備を推進し、日本最先端のイノベーションの中心地を形成すべく、令和8年度においては、以下の3項目を柱として積極的に業務に取り組んでまいります。

- 1 AIとデジタルが支える地域の活力と新たな基盤の確立
- 2 信頼できる情報通信環境の整備
- 3 ICTとともにある安全・安心なくらしの実現

1 AIとデジタルが支える地域の活力と新たな基盤の確立

(1) 地域社会 DX へのデジタルインフラの積極活用に向けた支援の推進

北海道内に整備した光ファイバ網や 5G などの高度無線システムといったデジタルインフラとデジタル技術を活用し、地域 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することは、地域課題を解決するための重要な政策です。

このため、「北海道デジタルインフラ整備・活用促進協議会」（以下、「地域協議会」）を中心に、関係機関・団体との連携を強化し、北海道内の課題を把握するとともに、NTN^{注1}や APN^{注2}といった新技術の進展も踏まえた検討を行います。そして、全国と比して広大な耕地を有する北海道の特性を活かしたスマート農業の展開や半年に及ぶ積雪を踏まえた自動運転の実装など、地域ニーズに応じたデジタル技術の導入を進めます。

特に、先進的な通信システムの活用や AI、自動運転レベル 4 の検証など、地域の課題解決に役立つシステムの導入を支援することとし、これらの支援に当たっては、地域社会 DX 推進パッケージ事業や各種の政府施策を積極的に活用するとともに、成功事例については他地域への展開を図ります。

また、地域社会 DX による課題解決を目指し、課題を抱える市町村と DX ソリューションを持つ企業・団体とのマッチングの機会を創出し、ハンズオン支援を行うとともに、地域課題の整理や DX 推進計画の策定支援、地域情報化アドバイザー制度を通じた専門家の派遣を進めます。

注1：Non-Terrestrial Network。衛星や無人航空機などを活用して地上インフラに依存せず広範囲に通信を提供するネットワーク技術。

注2：All-Photonics Network。端末からネットワークまで、すべてにフォトニクス（光）ベースの技術を導入し、エンド・ツー・エンドでの光波長パスを提供する波長ネットワーク。

(2) 情報通信基盤整備の推進

デジタルインフラ整備においては、携帯電話サービスが国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることを考慮し、地域協議会等と連携しながら、地域のニーズに基づいた携帯電話のエリア整備を着実に進めます。

また、人口減少が進む中で通信インフラを維持するため、公設光ファイバ施設を所有する道内市町村や関係事業者に対してヒアリングを行い、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の情報を共有し、希望する市町村が早期かつ円滑に民設移行できるよう支援します。

(3) 研究機関等との連携・支援、スタートアップ企業への支援

地域が抱える様々な課題を解決し、より良い社会を実現するためには、研究開発の成果を社会に実装することが期待されていることから、地域の大学や研究機関、関係学会との連携を進めます。

特に、北海道内の大学においては、ICT 人材の育成を目的とした「情報系」学部の新

設が進んでいることを踏まえ、これらの教育機関との連携を強化し、最新の研究成果の共有や実践的な人材育成の場の提供を通じて、地域のデジタル推進と課題解決に貢献します。

さらに、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業（FORWARD）や、各種公募研究支援事業への提案機会を提供するとともに、WiCON（全国の高専生を対象としたワイヤレス技術コンテスト）に取り組むことで、地域特有の技術課題の解決やワイヤレス人材の育成に資する取組を推進します。

その他、地域課題の解決や地域活性化を目的として、次世代の ICT 人材の発掘・育成に取り組み、その一環として、引き続き「北海道起業家甲子園」や「NoMaps Dream Pitch（北海道起業家万博）」等のビジネスプランコンテストを開催し、北海道発の ICT スタートアップ創出と海外展開を支援します。

2 信頼できる情報通信環境の整備

(1) デジタル空間の健全性の確保

インターネットや SNS の普及に伴い、社会生活の利便性は向上していますが、同時に偽・誤情報や詐欺広告、誹謗中傷などの投稿が加速的に拡散し、特に災害やパンデミックの際には深刻な影響を及ぼしています。

デジタル技術は人々の日常生活に深く浸透していることから、国民一人ひとりがデジタル社会の構成員として、安心してインターネットや SNS を利用できる環境を整えることが必要です。

このため、世代に応じた多様な普及啓発などを通じて、利用者の ICT リテラシー向上のための官民連携プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を推進します。

(2) 青少年の ICT リテラシー向上

青少年一人ひとりがデジタルとの向き合い方を主体的に考え、自律的に責任を持った行動を取ることが益々重要になっていることから、学校や教育委員会、関係団体と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」や「e-ネットキャラバン」などの取り組みを通じて、ICT リテラシーの向上を推進します。

(3) サイバーセキュリティ対策の推進

北海道内の個人、企業、団体、行政機関、教育機関などの情報セキュリティ意識を高めるため、「北海道地域情報セキュリティ連絡会」（事務局：北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道警察）をはじめとする関係機関と連携し、地域全体でサイバーセキュリティ対策を推進します。

この体制のもとで、実践的サイバー防御演習（CYDER）やサイバーインシデント演習の受講を促進するとともに、特にサイバーセキュリティ月間においては、フォーラム

やセミナーを集中的に開催し、自治体、中小企業、学生を対象に知識の習得と意識の一層の向上を図ります。

3 ICT とともにある安全・安心な暮らしの実現

(1) 放送政策の推進

北海道内の各地域で安定的に放送サービスを楽しむように、管内の放送事業者などと協力しながら、地域特有の事情を考慮した持続可能な放送ネットワークインフラの構築・維持を推進します。

特に、道内各市町村が保有する放送中継局設備や辺地共聴施設において、耐災害性の強化や施設設備の高度化を図るため、補助事業の活用を含めた実効的な対策が取られるよう、市町村の検討を支援します。

(2) 航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進

船舶の安心・安全な航行確保、海難事故の防止に役立つ無線設備の普及や適切な運用を促進するため、海難防止連絡会や関係機関との連携をさらに強化し、共同で周知啓発活動を行います。

また、航空機と船舶の航行の安全、さらには人命の安全において重要な役割を担う無線局が、適切に維持・管理されるよう、厳格な無線局の検査や迅速な免許事務を実施します。

(3) 防災・減災対策の推進

災害時の情報伝達手段を確保するため、電気通信事業者や放送事業者、北海道をはじめとする地方公共団体、国の出先機関、陸上自衛隊北部方面隊、海上保安庁第一管区海上保安本部などと平時から連絡窓口を交換し、密な連携を図ります。また、各機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関との「顔の見える関係」の構築を図るとともに災害対策用移動通信機器や臨時災害放送局の活用方法を広く周知し、支援体制の強化を図ります。

その際、地方公共団体に対しては、ニーズに応じた防災無線整備計画へのアドバイスや、臨時災害放送局のエリア調査を行うとともに、想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の災害に備えて、通信・放送インフラの強靱化を支援します。

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速に「総務省・災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM)」を地方公共団体に派遣することにより、情報通信分野での被災現場のニーズに応じたきめ細かな連絡・調整を行い、通信・放送の確保に努めるとともに、地方公共団体には災害対策用移動通信機器などをプッシュ型で貸与します。

(4) 電波利用環境の保護

携帯電話や無線 LAN、IoT 機器などの普及により、電波は私たちの生活に欠かせないもの、国民生活の安全に直結する重要なものとなっており、無線通信への妨害が発生した場合には社会への影響が大きいことから、最優先で対応し、迅速に排除します。

不法・違反無線局に対しては、電波監視を強化するとともに、電波規正用無線局を活用して適正化を図るほか、捜査機関と共同で取り締まりを実施します。特に、要人の来道や重要な行事の際には、「重要無線通信妨害対策本部」を設置し、電波監視体制を強化します。

道内で増加するインバウンド観光客に対しては、外国規格無線機の使用禁止について関係者と連携し、主要な観光エリアにおいて年間を通じて効果的な周知を行います。

その他、電波の安全性に関する不安に対応するため、日常的な相談体制を強化するとともに、医療機関に対しては、「北海道の医療機関における電波利用推進協議会」を通じて、ニーズに応じたハンズオン支援等を実施します。